

令和 2 年 度

教育委員会定例会（3月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和3年3月25日(木) 13時00分から14時00分
四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育 課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育 成 課 長 兼 主 任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施設整備担当課長	勝村 隆彦	教育部上席主幹兼主 任(生涯学習推進担 当)	村上 始
図書館長兼主任兼田 原 図 書 館 主 任	田中 学	公 民 館 長 兼 主 任	神本 かおり
学校給食センター 所 長	清水 寿浩	総務部施設再編室 課 長	北田 真一
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第4号	四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の 制定について
議案 第5号	第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画について
議案 第6号	請願書について
議案 第7号	第3次四條畷市識字基本計画の策定について
議案 第8号	四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一 部を改正する規則の制定について

- 報告 第5号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告 第6号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 報告 第7号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- その他 四條畷市公共施設再編検討会の検討状況について
教育振興ビジョンの改訂について

植田教育長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>パンデミックに対し安心安全を図りながら、いかに学校教育、社会教育を進めていくかという、令和2年度も残り1週間となりました。次年度もチャレンジングな状況ではありますが、ウェルビーイングという目標に向けた教育の重要性、これを今一度胸に刻みたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから3月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の議事録署名者は、佀委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第4号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則について、次の2点を改正したく、議決を求めます。</p> <p>まず1点が、教育次長の職について、第4条に教育次長の所掌内容を加えたく考えている。</p> <p>次に、第6条教育総務課の項第4号中、「制定及び改廃」を「公布」に改めたく、以上2点の改正及びそれに伴う項ずれの整理について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
植田教育長	<p>それでは本件につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>規則第3条第2項に「事務局に教育次長の職を置くことができる」という表現になってるかと思うんですけども。教育次長を置かない時もあるかと思われるが、その時に第4条「教育次長は教育長を補佐し職務を代理する」とありますが、教育次長を置いてない時には、この職務の代理は教育部長が代理になるかと思いますが、その情報は書く必要はありませんか。</p>
板谷教育総務課長	<p>他規則の中で、その代理するというような項目を規定しているものがあるかどうかを精査いたしまして、必要であれば追加するという形で検討させていただきます。</p>
植田教育長	<p>ではその他質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第4号 四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第4号については、可決とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第5号 第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>議案第5号 第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画についてです。四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画に関して、議決を求めるものであります。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市教育振興ビジョンの見直しが1年延期されたことに伴い、第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画を1年延長し、第3期の4年目、プラスワンと表記し、時点修正した計画を承認いただきたく、本案を提案したところです。</p> <p>今回の改訂につきましては、これまでの取組みをベースとしつつ、GIGAスクール構想やコミュニティスクールなど新しい要素を加味しつつ、データについては時点修正をかけている状況です。</p> <p>では、配布させていただいた資料をご覧ください。2ページをご覧ください。これまで取り組んでいた3ヶ年計画の経過と今年度のつながりを明示しています。今年度は総まとめとして、取組みの深化を図って参ります。</p> <p>3ページでは、知識技能、思考力判断力表現力、学びに向かう力、人間性等、育成すべき資質能力に触れ、その具体的な子どもの姿を設定しています。</p> <p>4ページ以降は変容をみとる視点として、学習内容の定着、学習状況、生活習慣などにおいて、指標とすべき視点を明記しています。</p> <p>7ページ以降は現状と課題とし、先に申し述べた変容をみとる視点についての現状に関するデータを最新のものとしています。</p> <p>12ページではこれまで同様、4つの重点取組みとして子どもが主体となる授業づくり、家庭学習の充実、生活習慣の改善、小中連携、一貫教育の取組み、フォローアップ計画の取組みについて触れ、最後15ページには市教育委員会としてのサポートについて記載しています。</p> <p>また、次年度はこのプラスワンをもとに市域全体の取組みを進めるのと同様並行に、令和4年度からの新たな学力向上に関する計画を策定してまいります。</p>

植田教育長	<p>以上、第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画プラスワンについて、審議をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 それでは本件につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
佃委員	<p>プラスワンというネーミングが、秀逸だなと。ちょうどプラスワンでそれから何か新しいいろいろなGIGAも含めて、学習も始まるよという期待感もあって、とてもいいネーミングだなとまず思いました。</p> <p>この中に8ページあたりから現状と課題の中で、学力調査の全国標準学力調査の結果がずっと載っていますが、これはもちろん来年度もなさると思うんですが今後のこの展望というか、これをずっと続けていく、やっぱり指標として残されるのか、全国学力学習状況とか、国のものとかを優先していくか、その辺はどうお考えか教えてください。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>プラスワン、お褒めいただいてありがとうございます。</p> <p>まずこちらのNRTと、全国学力学習状況調査、こちらにつきましては過去の経緯もございますので、このまま継続してNRTまた全国学力学習状況調査を指標とさせていただきたいと思っております。また他に加えるものがあるとすれば、今後また考えていけたらと思っております。NRTに加えて、先日議会でもお話が出た、CRT、年度末に子どもたちがそれぞれ到達度がわかるようなテスト等のこともお示しがありました。そのような議会のご意見等もいただいておりますので、一番効果的なものと考えていきたいと思っておりますが、現状ではNRTと全国学力学習状況調査をこのまま続けて指標としていきたいと思っております。</p>
植田教育長	<p>その他質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
河田委員	<p>13ページに家庭学習の充実、生活習慣の改善という項目があります。家庭学習については、保護者の中にはどのように、子どもたちに指導したらいいのかというのは私も含めて悩まれている方も多くいらっしゃると思います。この前のページにある全国学力調査の結果というのは、その中の分析がなされていて、さらに学校での指導改善にも繋げていっていることだと思いますので、家庭学習においてもその学習方法のアイデア等がまた活用できるような仕組みというのできるというふうに思いました。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>ご指摘ありがとうございます。やはりお示しのとおり家庭学習の機会、とても大事だと我々も考えております。今こちらの方で数字を出させていただいておりますが、当然ご家庭の協力がなければ進んでいけないものと考えて</p>

	<p>おります。学校の方から家庭学習について、発信は今後これまでもずっとさせてはいただいておりますが、学校だよりとかを中心に市教委としても家庭学習のすすめというような、リーフレット等もまた保護者宛に配布をさせていただいております。</p> <p>あともう一つは、学校独自の取組みとして、自主学ノートの展示をしたり、学校によって校長先生が賞を与えたりと、様々な手立てで子どもたちの家庭学習の意欲付けにつなげていきたいと考えております。以上です。</p>
植田教育長	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>学力向上3ヶ年計画でプラスワンということで、令和3年度、取組みが進化しているということについてはよく考えられているし、その方向でいいかなと思っております。特に育成すべき資質能力ということで、学習指導要領の改訂理念を、具体的に取り入れていただいたことについては、そのとおりしていかないと考えております。</p> <p>13ページ、学力向上の4つの重点取組みで、特に学習環境の整備というところで、GIGA端末を活用して協働的学習や問題解決型学習と、あるいはICTを活用して授業改善となっています。それが、ちょっと戻りますと、7ページの子どもの学習内容の定着というところで、例年からそうなんですけれども、中学校の英語は結構力がついてるんですけれども、それ以外の部分について小学校含めて、ある時は改善した部分がありましたけれども、まだ低下減少に転じているところがあります。当然従前と同じ取組みをしたのではなかなか変わっていかないという部分もありますので、先ほど言いましたGIGA端末の活用の中で、できれば具体の学習内容を改善していったそれが定着するという方向が、おそらくこの1年の間に大きく求められるかなと感じています。できましたら、学力向上対策プロジェクトチームを開催するわけですから、ぜひ学習内容が定着していくような方策を講じてもらえたらと思いますし、そういうことをする必要はあるかと考えます。</p>
植田教育長	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
竹内委員	<p>今回プラスワンという形で付け加えるという新たな学力向上に向けて取り組み等が明示されているわけですが。その中で、これらのことをやはりいかにこう具現化していくのかっていうことが、学校現場においては非常に大事になってくるかなというふうに思っております。特にそこで15ページ、市教委のサポートという形で、様々な支援の形が明記されているわけなんですけれども、その中で、私は各学校において、教員同士、先生方同士の教えあい、刺激しあって相互に切磋琢磨しながら、指導力が向上していくというような、そういうことをイメージしていきたいなというふうに思うんです。</p>

(竹内委員)	<p>そういった意味で、それが強いては学校の活性化というものに繋がっていくのではないかなと思いますので、そういうようなことを重点にしながら、進めていただければなというふうに思います。以上です。</p>
植田教育長	<p>ご意見ありがとうございます。 ではその他質疑ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。 議案第5号 第3期四條畷市児童・生徒学力向上3ヶ年計画について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第5号については、原案のとおり可決とすることに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第6号 請願書についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>議案第6号 請願書についてです。請願書が提出されたことにつき、四條畷市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、採択又は不採択を求めるものであります。 提案理由といたしましては、令和3年3月に教科書採択に係る対応について、高嶋 伸欣（のぶよし）氏から四條畷市教育委員会に対して請願書が提出されたため、本案を提案いたしました。 配布させていただいている請願書の内容をご確認いただき、ご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代 理者	<p>請願書を読ませていただきました。まず私の感想として申し上げますと、この請願書につきましては、教科書の採択権について、採択したことに原因があり、それが違憲、違法だというふうに指摘されてると考えます。これは、請願者の思想的な部分、あるいは感情的に及ぶ部分が結構あり、読ませていただきますと文科省の検定、行政への批判が中心になったかなと考えます。それぞれ本市の教育については、教科書で教えるということが主眼で、子どもたちがそういうことを学んでいくということに特化してますので、本市の</p>

<p>(山本教育長職務代理者)</p>	<p>教育活動については、教科書がどういう業者であろうと適切に教育活動を実施してると考えてますので、この請願書に述べられているように、特定の個人を、美化するような形で、教育をしてるといふことにはないといふふうに思っております。私としてはこういう観点から、この請願書の請求については、不採択が適用かなといふふうに思ってます。1点強調したいのは、本市で教科書採択をするということにつきましては、法律を遵守し、採択を適正に行っているということ、この場で明らかにしたいと考えてます。以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑はございませんでしょうか。</p>
<p>佃委員</p>	<p>今も職務代理がおっしゃいましたように、本市の教科書採択も、もちろん学校教育法第34条にのっとって、検定教科書の中から、当時の教育委員の方々が本市の子どもたちの実態に合う最も良いと教科書というものを調査研究されて、検定教科書の中から採択されていますから、この検定教科書を採択、使用するからといって、この方がお書きになっている、いわゆる大法廷の判決が例示している一方的な観念を子どもに植えつけるなど書かれていますけれども、そういうことはありえないと私は考えていますので、不採択が重要ではないかと考えています。以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それではここでお諮りいたします。</p> <p>議案第6号 請願書についてですが、まず、教科書採択については法を遵守し採択を行った。</p> <p>二つめとして、検定に合格した教科書のため、一方的な観念を子どもに植えつけるものには該当しない。こういった以上の点から、不採択とすることに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第6号については、不採択とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第7号 第3次四條畷市識字基本計画の策定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>

安田生涯学習推進課長	<p>議案第7号 第3次四條畷市識字基本計画の策定につきまして、提案理由を申し上げます。</p> <p>1月の教育委員会定例会、報告第2号のとおり、2月1日から3月3日まで市民意見公募を行いました。意見の提出がなかったため、原案の文字等、修正を加え、第3次四條畷市識字基本計画として策定させていただきたく、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第7号 第3次四條畷市識字基本計画の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願ひます。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>議案第8号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>市民の利便性向上の観点から、田原テニスコートの施設使用申請については、田原支所での施設使用申請を可能としており、規則を実態に合わせる必要があることから本案を提案いたしました。</p> <p>具体的内容としましては、新旧対照表にございますように、第2条に次の1号【(4) 田原テニスコートの施設使用申請事務に関すること】を加えるものでございます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
植田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらお願ひします。</p>
山本教育長職務代理者	<p>田原テニスコートの補助執行については、全然問題なく賛成します。ところで、田原テニスコートの実際の運用は、どのようになっているかというのを</p>

<p>(山本教育長職務代理者) 安田生涯学習推進課長</p>	<p>わかる範囲で教えていただきたい。</p> <p>現在利用希望のある方につきましては、生涯学習推進課、もしくは田原支所で申込みを行っていただき、利用手続きをとっていただいております。また、他に予約システムを稼働しておりますので、こちらの方から利用申込みをすることも可能となっております。</p>
<p>山本教育長職務代理者 安田生涯学習推進課長</p>	<p>利用状況は、どんなものでしょうか。</p> <p>概ね10%程度の利用状況になっております。基本的には土曜日曜の利用が多いものになっております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、質疑等ありましたらお願いします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「なし」の声)、</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第8号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第5号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>報告第5号 四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>先の議案4号の可決により、四條畷市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正するので報告する。</p> <p>改正の概要は、四條畷市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正による引用条文の項ずれを修正するものであり、詳細は新旧対応表のとおりである。</p> <p>なお、施行日は令和3年4月1日です。</p>

植田教育長	<p>ありがとうございます。 本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。 報告第6号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>報告第6号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてです。 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条第2項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会を組織し事務を行うため、四條畷市いじめ問題対策委員会の委員を別紙のとおり委嘱することを報告いたします。 新旧対応表をご覧ください。4人の委員のうち、3人に対し引き続き委嘱、臨床心理士につきましては伊藤委員が退任され、代わりに今年度まで本市のチーフスクールカウンセラーであり、次年度から大阪府チーフスクールカウンセラーとなられる二見真美さんをお願いしています。 なお、委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日、男女比は1対1となっております。報告は以上です。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。 本件について、確認質問等ありましたらお願いします。</p>
山本教育長職務代 理者	<p>いじめ問題対策委員会のことですが、委員を新たに委嘱することについては、別に問題を感じていません。実はこのいじめ問題対策委員会というのを、四條畷市が、多分たつの市に次ぐ全国2番めぐらいの状態で、いじめ問題対策委員会を設置したというふうに記憶をしています。その時に、規則には書かれてませんが、何か問題が起こった時には、いわゆる第三者委員会的な性格ももって、こここのところでいろんな問題を対応していこうというような形で作られたかというふうに思っています。 その当時に教育委員会が適当と認めるものという部分ですね。警察OBを入れていただいたかと思います。前回あたりから、この警察OBの方が入らずに、スクールソーシャルワーカーが入ってるという構成になっているかと思いますがけれども、委員の職歴や所属環境を見ますと、学識経験を有するもので関西外国語大学の教授が就任されてますが、この方も学校現場の方、府教育庁の市町村教育室長をされてた方だと思います。それから臨床心理士に、もちろん規則の中では入れることになってますから、当然そうなりますが、例えば学校関係の方になり、さらにスクールソーシャルワーカーも、学校関</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>係者という形になる。何か事があるときには弁護士がおられますので、もう少し所属団体等が、学校とは離れたところで、なおかつ学校、学校外、客観的に判断できる方というのが、実際には適当ではないかなと思っています。</p> <p>今回のいじめ問題対策委員会に異議を唱えるものではないが、今後そういう観点も必要ではないかなと考えます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ご意見どうもありがとうございます。</p> <p>その他本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>いじめについては、先日、国のデータを見る機会があったんですけども、令和元年度のデータでいきますと、いじめの認知件数とそれから重大事態のデータが、特に小学校においてものすごく伸びているという報告結果がありました。重大事態というぐらいのことがあれば教育委員会も、じっとしていられないと思うんですけども。本市の今年度、コロナ禍におけるいじめの状況というのは、データの的に特にこういう時だからこそあまりなかったのか。いや、なかなかやはり厳しい状況は各学校で見られたか。簡単に教えていただきたいです。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>ただいまの佃委員のご質問にお答え申し上げます。データの方でまずお話をさせていただけたらと思っております。</p> <p>四條畷市で、本市のいじめの認知件数でいきますと、令和元年度が小学校1014件、中学校が153件となっております。令和2年12月までの集計をもっておりますので、そこと比較させていただきますと、令和2年の12月までで小学校が387件、中学校が159件となっております。</p> <p>まだ3月までの分が加味されますので、当然この後ろに数字はもう少し上がってくるものかと考えておりますが、今回数値の方が大きく、特に小学校につきまして大きく下がったという状況がございます。現状申し上げますと、いじめの認知につきましては、アンケートでの把握が一つ、本人からの訴えが一つ、家族からの訴えが一つ、保護者からの訴えということで、またこの発覚する経緯にあたっては、様々あります。今回コロナの関係で、学校がアンケートをとれなかったというような状況も聞いておりますので、その部分の数の変化だと考えております。また、学校におきましては、これも感覚的なことで申し訳ないんですけども学校から聞き及んでいるのは、今年は本当に放課後とかの遊びがだいぶ薄くなって、放課後の友達同士の遊びとか、繋がりがかなり薄くなっていると。外出を規制するといった観点からも放課後に交わる機会が少ないため、いじめというところについては、少し減っているのではないかということが、学校の方からも聞き及んでおります。</p> <p>ただ、本当にアンケートだけでの集計ですので、アンケートの数字が積みあがってくるということは、アンケート前にやっぱり嫌なことがあったとい</p>

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>うことは当然起こっておりますので、そのあたりも学校としてはしっかりと受けとめていただきたいと思います。あわせてコロナ禍の昨年で1000件ということでこの数字ですけれども、この1000件というのは確かに多いかと思いますが、ただ我々としては、本当にこれだけの数字をいじめとして見抜いてくれているということで積極的に認知してるといような捉えで私たちは考えております。以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、次に移ります。 報告第7号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任</p>	<p>報告第7号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。 本案件は、新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触者と特定された場合、PCR検査の結果が陰性であっても、学校は2週間の出席停止となるため、このような場合利用料の減免ができるよう規則を改正しようとするものです。 考え方については市長以下同意を得ているところですが、決裁過程におきまして、規則の文言について修正すべきとの意見があり、決裁されていない状況です。 従いまして、報告第7号の取り下げを計りたく、お願い申し上げます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ただいま取り下げの申請がありました。これにつきまして委員の皆様、同意をいただけますでしょうか。</p> <p>では同意いただきましたので、報告第7号につきましては取り下げとさせていただきます。 それでは次の案件に移ります。 事務局からありましたらお願いいたします。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>その他案件の1点めといたしまして、施設再編室の北田課長より、公共施設再編検討会のご報告をさせていただきたく思います。北田課長よろしくお願いたします。</p>

北田施設再編室課
長

それでは、前回、11月教育委員会定例会におきまして、第3回公共施設再編検討会の開催状況をご報告いたしました。

本日は、その後、開催した第4回、第5回の検討会の状況について、ご報告いたします。

まず、はじめに、表紙の資料目次をご覧ください。

11月の教育委員会定例会までに配布した資料から、今回、新たに配布させていただく資料の頭には、コメ印を付記しております。

また、本日の資料目次におきまして、本日の会議資料の通し番号を1から順に付番しておりますので、内容説明にあつては、右側に記載している、囲みの資料番号を用いましてご説明申し上げます。

それでは、資料の内容説明をいたします。

資料1につきましては、第2回検討会の議事録全文でございます。

次に、資料2及び資料3につきましては、第3回検討会の議事録要旨及び議事録全文でございます。

資料1から資料3の内容につきましては、これまでの教育委員会定例会でご報告した内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、第4回再編検討会について、ご説明申し上げます。

資料目次の裏面をご覧ください。第4回につきましては、資料4から資料10までを配布しております。

なお、第4回検討会資料のうち、資料目次の3点めの【資料2】第3回四條畷市公共施設再編検討会【議事要旨】と7点めの（参考資料②）学校施設再編整備計画につきましては、資料が重複することや教育委員会所管の計画であるため、本日の提供資料から除かせていただいています。

それでは、資料4をご覧ください。

第4回検討会は、令和2年12月7日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、開催を延期としました。

その後、2月27日に開催することとなりましたが、感染症のまん延を防止するため、傍聴席は設けず、オンラインにより開催いたしました。

次に、資料5につきましては、第3回検討会の振り返りでございます。

次に、資料6をご覧ください。川勝委員から検討会に提案いただきました。

提案内容として、現状の施設機能をすべて統合することや複合化することは難しい印象があり、うまく統合できない場合や一極集中することで利用者が不便になってしまう機能については、コンビニ等の民間企業に機能分散するような形態についても、ひとつの考え方として提示したいとの提案でございます。

次に、資料7をご覧ください。

こちらは、第5回検討会以降の進め方案を取りまとめたものであり、第5回検討会においては、対面による開催を前提とし、グループワークを進めて

(北田施設再編室
課長)

いく内容を取りまとめた資料でございます。

次に、資料8から資料10までにつきましては、検討会の議論にあたっての参考資料として作成したものでございます。

次に、資料8再編検討のたたき案をご覧ください。

2頁でございますが、複合化、集約化を進めていくうえで、機能の把握が重要となってくることから、対象施設の機能を市民文化機能からその他まで、10種の分類に整理し、4頁から9頁にかけて、対象施設の機能を一覧に取りまとめております。

次に、15頁をご覧ください。

検討対象施設の再編検討たたき案①でございます。

第3回検討会におきまして、対象施設全般のたたき案を示してほしいと要望がありました。市からお示しできる内容は、令和元年6月にパブリックコメントを実施した個別施設計画【原案】しかございません。よって、当時の計画内容について、たたき案①として、ご説明申し上げました。

次に、16頁をご覧ください。

検討対象施設の再編検討たたき案②でございます。

こちらは、検討会の支援業務の受託者である(株)ニュージェックが主となり、検討した内容でございます。

次に、資料9をご覧ください。こちらも資料8と同様に、指定管理料やランニングコストの費用情報等のご要望があり、整理した資料でございます。

次に、資料10では、今後の再編検討の議論にあたり、諸元情報を整理して一覧表に取りまとめたものでございます。

以上が参考資料となる資料8から10までの内容でございます。

これらの説明のもと、検討会でいただいた意見として、機能分類の際に、既存機能に加えて、追加したい機能があれば書き出せるようにしたい。

音が出せる等の特殊性を明確にしていた方が、議論がしやすいのではないかと。

検討会全体のロードマップを意識していきたい。

地域などの当事者側からの意見も含め、広域的な意見収集が必要などのご意見をいただいたほか、次回、検討会に向けた要望資料として、公平性の担保の為、検討対象施設の管理者及び利用者の声が聞きたい、再編検討のたたき案(①, ②)の費用対効果及びメリットデメリット、四條畷市域の交通インフラの路線図、地形の高低差が分かる図面、検討対象施設直近のバス停に関する資料について、要望がありました。

また、その他報告事項の1点めとして、令和2年11月17日に議会全員協議会を開催し、議員と意見交換をいたしました。

内容としましては、第1回から第3回公共施設再編検討会までの検討状況についてご説明し、議員各位から、ご意見・ご提案などを頂戴いたしましたので、議事要旨をもって、その内容をご報告しました。

(北田施設再編室
課長)

その他報告事項の2点めとして、令和2年11月27日付で、市民団体より意見書の提出がありましたので、ご報告いたしました。

以上が、第4回再編検討会の概要でございます。

次に、第5回再編検討会について、ご説明申し上げます。

資料11、12をご覧ください。

令和3年3月17日に第5回検討会を開催しました。

第5回再編検討会では、グループワークでの議論の時間を確保していくため、可能な限り資料説明の時間を短縮するべく、資料12を配布いたしました。

資料13については、第4回の振り返りですので、説明は省略いたします。

次に、資料14については、当日のグループワークの進め方をまとめた資料でございます。

次に、資料15をご覧ください。

再編検討に係る費用と考え方につきましては、前回の検討会において、要望のあった資料です。

たたき案①と②の概算事業費と考え方をまとめました。

2～5頁にかけては、たたき案①の事業費用及び再編整備に係る考え方をまとめ、5頁には、事業実施前後の費用・総延床面積を比較しています。

6～9頁にかけては、たたき案②の事業費用及び再編整備に係る考え方をまとめております。

次に、資料16、17をご覧ください。たたき案①（計画原案）に対するご意見につきましても要望のあった資料です。

たたき案①については、個別施設計画の策定過程において、計画【原案】として位置付けたものであり、令和元年8月に意見交換会を実施し、施設利用者をはじめ、多数の方にご参加いただき、様々なご意見を頂戴したところです。

いただいたご意見や質疑に対する回答の全文については、資料17『意見集約表』に記載しておりますが、計画全般のご意見なども含め、情報量が多いため、検討会で検討対象としている施設に対する配置や規模などに関するご意見を抜粋して、要約したものを参考資料16に整理しており、これに加えて、参加者アンケートから拾えた意見も記載させていただきました。

次に、資料18をご覧ください。

路線図とバス停も要望のあった資料でございます。

路線図の資料と検討対象施設の最寄りのバス停を取りまとめており、2頁から6頁にかけて、コミュニティーバス、民間バス、デマンドタクシーの路線図を記載しております。

7頁以降に関しましては、各施設ごとに最寄りのバス停を記載させていただいております。

次に、資料19をご覧ください。

(北田施設再編室
課長)

四條畷市域の断面図も要望のあった資料でございます。

この断面図の作成にあたり、国土交通省 国土地理院の地理院地図を用いて、作成したものでございます。

以上の内容説明を行い、3班に分かれ、グループワークで再編案を議論していただいたところ、A班の概要としましては、市の計画で方針が決まっている箇所はそのとおりとし、次に施設の耐用年数に着目して機能配置を考えられ、①市庁舎（行政の中心）、②福祉コミュニティセンター（福祉の中心）、③保健センターと市民総合センター（後々統合して象徴的な場所にする）をそれぞれ三本柱として位置づけ、これらの施設群で市の中心部を形成するというように考えられました。

次に、B班ですが、たたき案②を議論のスタートラインとして、それぞれの機能配置を精査し、各敷地のアクセス性や周辺環境の状況、耐震性の有無、施設が備える設備の観点から、たたき案②の配置で概ね問題ないのではないか、という考えでございました。

次に、C班でございますが、市庁舎と保健センターはまとめて、国道163号から視認できるようなシンボルチックな高層建築として整備し、高層化して空いた場所に、現状で不足している駐車場や公園を配置していくのが良いとの考えでございました。

また、南中学校跡地については、福祉機能を集約して、子育て世代や高齢者を含む多世代が集い交流する施設として整備し、できる限り広々とスポーツをしたり集ったりできる場所になってほしいとの考えもございました。

以上、簡単ではございますが、グループワークにおける議論の概要でございます。

本日は、資料が準備できておりませんので、詳細をご理解いただくのは難しいと思われませんが、次回の検討会において、各班の再編案を整理した資料を配布したいと考えておりますので、追ってその内容については、資料提供させていただきます。

なお、次回の検討会の開催日程については、現在、調整中であります。

以上、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況についての報告でございます。

植田教育長

ありがとうございました。

それでは確認質問等ありましたらお願いいたします。

山本教育長職務代
理者

検討会の議論が多岐にわたってますので、ちょっとわからない質問になってしまうかも知れませんが、読ませていただいてちょっとわかりにくいところがあるので説明をお願いしたい。

資料12の再編検討に係る費用ということで書かれてるというふうに思いますけれども、たたき案1と2の事業費の算定方法に係る前提条件が異なっ

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>ているというふうに書かれています。たたき案1、2の事業概算等見させてもらって、前提条件とどこが違うのかなあというのはちょっとわかりにくかったので、多分西部地域で2校の学校減少を見込んでというのが前提条件と異なっているかなというふうに思ったんですけども、前提条件を教えてくださいと思います。</p> <p>それとたたき案1と2の概算事業費を出してますね。この概算事業費の算定方法というのは、今は前提の問題がありますけれども、異なるんでしょうか。わかる範囲でお願いしたい。</p> <p>もう1点。たたき案の1については、当初の市の計画が概ねそこにありますので、市民の意見を聞くことができたと思うんですけども。グループワークの中で、たたき案2の案もいいなというふうな意見もあったというふうに報告を聞きましたので、このたたき案2についての意見聴取をされるような予定があるのでしょうか。以上お願いします。</p>
<p>北田施設再編室課 長</p>	<p>ただいまの3点ご質問いただいたかと思います。</p> <p>1点めのたたき案の費用の前提条件でございますが、たたき案1につきましては中長期的な人口減少により、東部地域における小中一貫校の整備、四條畷南中学校及び四條畷東小学校以外に、さらに西部地域で2校の学校減少を見込んだ試算を前提に、当時試算させていただいております。これに加えて、床面積というところで注釈をもう1点入れさせていただいてるんですけども、今後の方針を広域化、PPPなど民間活用で進めていくというものについては、施設の面積を試算上半分というふうに見込んでおります。これが2点めの試算の方法というところに繋がってくるんですけども、たたき案1、たたき案2ともに、工事単価に床面積を乗じまして工事費を算定させていただいております。先ほどの1点めの質問の答えに戻りますが、たたき案②につきましては、一旦個別施設計画の方で、将来更新費用を算定させていただきましたので、その条件は省いて試算した状況でございます。</p> <p>3点めのたたき案2に対する意見聴取というところでございますが、今後の進め方につきましては、検討会の中で議論、確認していくこととなりますので、現状するにしろ、しないにしろ、まだ結論というものは何も出ておらず、現在、委員長副委員長含め、進め方の検討を行っているところでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、四條畷市公共施設再編検討会の検討状況についての報告は以上で終わりたいと思います。</p>

(植田教育長)	続きまして事務局からありましたらお願いいたします。
板谷教育総務課長	令和3年2月の教育委員会定例会にて議論いただいた教育振興ビジョン(令和3年3月改訂)案について、当日いただいたご意見を踏まえ、修正を加え、配布のとおり成案化したので報告いたします。
植田教育長	<p>ありがとうございます。確認をいただけますでしょうか。</p> <p>それでは、本件につきましてさらに確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、他に案件がありましたら、事務局お願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月26日

四 條 畷 市 教 育 長

植 田 篤 司

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 教 育 委 員

佃 千 春